

指定居宅介護支援事業所
支援センターほりえ居宅介護支援契約書

____様（以下「利用者」という。）と支援センターほりえ（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の適正な提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図るものとします。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（介護支援専門員）

第3条 事業者は、介護保険法令に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

（居宅サービス計画作成の支援）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- 一 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- 二 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めるものとします。
- 三 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成します。
- 四 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- 五 その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

（経過観察及び再評価）

第5条 事業者は居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- 一 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- 二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- 三 利用者の状態等について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

（施設入所への支援）

第6条 事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(居宅サービス計画の変更)

第7条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(給付管理)

第8条 事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、群馬県国民健康保険団体連合会に提出します。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第9条 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わり行います。

(サービス提供の記録)

第10条 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 利用者は事業者の営業時間内に、その事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

(料金)

第11条 事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は<契約書別紙>のとおりです。

(契約の終了)

第12条 利用者は事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1か月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。

3 事業者は、利用者又はその家族が事業者や介護支援専門員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

一 利用者が介護保険施設に入所した場合

二 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援1・2と認定された場合

三 利用者が死亡した場合

(秘密の保持)

第13条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘

義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第14条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(身分証携行義務)

第15条 介護支援専門員は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(相談・苦情への対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

(善管注意義務)

第17条 事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

(本契約に定めのない事項)

第18条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方とも誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第19条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、利用者及び事業者が署名押印のうえ、1通ずつ所持するものとします。

令和 年 月 日

＜事業者＞ 支援センターほりえ（太田市指定第1070500135号）
群馬県太田市高林北町1 1 7 8－1
管理者 市村 久仁子 印

＜利用者＞ 住 所
氏 名 印

＜代理人＞ 住 所
氏 名 印

< 契約書別紙 >

1. 担当介護支援専門員

氏名		連絡先	0 2 7 6 - 3 8 - 6 6 8 8
----	--	-----	-------------------------

2. 料金

- (1) 居宅介護支援利用料は、介護サービスの提供開始以降 1 か月当たり _____ 円です。
ただし、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。
- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦上記料金をお支払いいただき、当事業所でサービス提供証明書を発行いたします。これを後日市町村の窓口に出すと、差額の払い戻しを受けることができます。

3. 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

【サービス相談窓口】

担当者名： 管理者 市村 久仁子
電話番号： 0 2 7 6 - 3 8 - 6 6 8 8
受付時間： 月曜日～金曜日（午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 3 0 分）
土曜日（午前 8 時 3 0 分～午後 1 2 時 3 0 分）

< 事業者名 > 支援センターほりえ（太田市指定第1070500135号）
< 所在地 > 群馬県太田市高林北町 1 1 7 8 - 1
< 代表者名 > 管理者 市村 久仁子 印

上記内容の説明を受け、了承いたしました。

令和 年 月 日

< 利用者氏名 >

印

< 代理人氏名 >

印